

1 日 時

令和元年 11 月 22 日（金）午後 2 時 50 分～午後 4 時 15 分，午後 5 時～午後 5 時 20 分

2 場 所

広島県立歴史博物館 応接室（福山市西町二丁目 4 番 1 号）

明王院（福山市草戸町 1473 番地）

3 出席委員

上 菌 部 会 長， 安 藤 委 員， 伊 藤 委 員， 濱 田 委 員， 福 田 委 員

（秋山委員， 棚橋委員， 佐竹委員， 鈴木委員欠席）

4 審議事項

広島県重要文化財の指定について

文化財名 木造弥勒菩薩坐像及び両脇侍（不動明王・愛染明王）坐像

（所有者 宗教法人明王院）

5 会議の内容

上 菌 部 会 長

ただ今から広島県文化財保護審議会美術工芸部会の会議を開会します。

本日は，美術工芸部会委員 9 名中 5 名が御出席ですので，広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第 7 条第 2 項の規定により，会議は成立いたします。

では，これから，明王院の「木造弥勒菩薩坐像及び両脇侍（不動明王・愛染明王）坐像」の広島県重要文化財の指定の可否について審議します。

最初に，本日の会議の公開に係る取扱いを決めたいと思います。

本日は，審議途中の案件であることから，総会による決定まで非公開ということとし，答申の後，議事録をもって公開するということよろしいでしょうか。

（ 委 員 ）

（異議なし）

上 菌 部 会 長

御異議ございませんようですので，本日の会議は，答申までの間，非公開といたします。事務局はそのように取り計らってください。

上 菌 部 会 長

それでは審議に入ります。

現時点では本件文化財の現物確認ができておりませんので，審議後に明王院において現物確認を行い，最終的な御判断を頂きたいと思います。

また，審議の結果，「指定が適当」とされた場合は，調整が必要ではございますが，調査報告を指定調書（案）として，その内容についても御審議いただきたいと思います。

それでは，広島県重要文化財の指定基準等について，事務局から説明してください。

事 務 局

本日は，お忙しい中，県重要文化財候補物件の現地調査及び会議に御出席いただき，誠にありがとうございます。

これから，明王院の「木造弥勒菩薩坐像及び両脇侍（不動明王・愛染明王）坐像」の取扱いについて協議していただき，指定の可否について御審

議いただきます。

長時間にわたることと存じますが、活発に御意見を賜りますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

それでは、資料4を御覧ください。

「参考1」にございますように、重要文化財について、文化財保護法第2条第1項第1号は、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」としています。

「参考2」を御覧ください。

広島県重要文化財について、広島県文化財保護条例第3条第1項は、文化財保護「法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除」き、本「県の区域内に存する有形文化財のうち県にとって重要なものを広島県重要文化財に指定することができる」としています。

「参考3」を御覧ください。

絵画・彫刻に関する広島県重要文化財の指定基準については、平成15年3月10日に美術工芸部会が定めた基準により、これまでも指定を行ってきました。絵画・彫刻の指定基準は、「(1) 各時代の遺品のうち製作優秀で本県の文化史上貴重なもの」、「(2) 本県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの」、「(3) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの」、「(4) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの」、「(5) 本県以外からの将来品で本県の歴史・文化史上特に意義のある資料となるもの」のいずれかに該当するものです。

なお、資料5として、広島県内の国及び県重要文化財に指定されている美術工芸品の種別や、そのうちの彫刻を一覧にしています。

その他の配付資料といたしまして、

資料1は、指定申請書の写し、

資料2は県教育委員会から県文化財保護審議会に対する諮問書の写しです。

また、資料6～9として、本文化財に関する写真、調査報告書、参考文献を添付しています。

以上でございます。

上 藪 部 会 長 ただ今の御説明を踏まえ、明王院の「木造弥勒菩薩坐像及び両脇侍（不動明王・愛染明王）坐像」の広島県重要文化財の指定の可否について審議したいと思います。

資料3に、私と濱田委員で行った事前調査の報告を、濱田委員にまとめていただいています。まずは事務局から調査報告を読み上げてください。

事 務 局 資料3をもとに、上藪部会長及び濱田委員の了承を得て事務局で編集した調査報告をお配りしていますので、これを読み上げさせていただきますでしょうか。

上 藪 部 会 長 差し支えありません。

事 務 局 （調査報告〔編集案〕朗読）

濱 田 委 員 （スライド映写、説明）

調査報告の中で、不動明王坐像、愛染明王坐像の品質構造について、いずれも割首としていますが、差し首が正しいので、訂正をお願いします。

上 藪 部 会 長 以上を踏まえ、「木造弥勒菩薩坐像及び両脇侍（不動明王・愛染明王）坐像」を広島県重要文化財に指定することが適切であるか、御意見を頂きたいと思います。

安 藤 委 員 「伝来」の説明において、不動明王坐像と愛染明王坐像は室町時代作と

されている一方、冒頭の「年代」は南北朝時代作とされていますが、どちらが正しいのでしょうか。

濱田委員 平成5年に福山市重要文化財に指定された際の評価は室町時代作でしたが、その後、平成28年の指定名称変更に合わせて、制作年代も南北朝時代作と見直されました。

安藤委員 やや誤解を与えかねない記述となっていますので、分かりやすい記述にはいかがかと思えます。

濱田委員 福山市における当初指定時及び名称変更時の評価を要約した際、紛らわしい記述となっていましたので、分かりやすい記述に修正します。

上菌部会長 福山市における当初指定時の見解が、今回の指定検討に当たっての見解と異なりますので、その点を分かりやすく整理することです。

濱田委員 像名についても、当初は大日如来坐像としていたものを弥勒菩薩坐像としましたので、その点も分かりやすい表現に整理します。

伊藤委員 今回、像名を弥勒菩薩坐像に変更するということでしょうか。

上菌部会長 福山市の当初指定時には大日如来坐像とされていましたが、既に平成28年に弥勒菩薩坐像に変更されています。

伊藤委員 員数の単位は、「軀」とされていますが、「軀」としなくてもよいのでしょうか。

事務局 国指定においては「軀」と表記しますが、広島県重要文化財の指定においては、これまですべて「軀」と表記しています。

上菌部会長 これまでの県指定の員数の表記と齟齬がないよう、「軀」と表記することです。

伊藤委員 分かりました。

福田委員 以前にも写真を拝見し、そして先ほど改めて詳しい写真を拝見し、当初の彩色が大変きれいに残っており、不動明王坐像・愛染明王坐像と弥勒菩薩坐像の共通性も認められますので、県指定にふさわしいと思えます。

安藤委員が御指摘の「伝来」につきましては、福山市の当初指定時の評価である括弧書きの年代を削除し、「当初、弥勒菩薩坐像は南北朝時代、不動・愛染明王坐像は室町時代とされていたが」という一文を補足すると、違和感がないと思えます。

なお、像に施された文様の盛り上げ彩色について、具体的な技法は分かっていますか。

濱田委員 盛り上げ彩色の具体的な技法については、分析できていません。

福田委員 弥勒菩薩の頭部に見える紙束状のものは、指定前に確認することはできないのでしょうか。

濱田委員 これまでの調査の中で確認を試みましたが、相当きつく詰め込まれており、また、引っ張った際に紙を破損するおそれがあったため、取り出すことができませんでした。

上菌部会長 物理的に取り出そうとすると、紙を傷める可能性が高いです。

福田委員 指定後に、修復などの機会がないと取り出すことが難しいという状況ですね。

上菌部会長 X線写真を撮影すれば、納入物が紙だけなのか、紙以外のものもあるのか確認できる可能性もありますが、やはり解体修理などの機会に現物を確認しないと判断できないと思えます。

福田委員 細かい字句についてですが、「所見」の中で、「強いては」は「ひいては」としたほうがよいと思えます。

上菌委員 私としても、いくつか平仮名表記にする等の修正が必要と思われる箇所がありますので、改めて調整させていただきたいと思えます。

安藤委員 字句についてですが、同じく「所見」の中で、三尊に施された彩色が五

- 重塔内荘厳画と同様のものとして「遜色がない」とされていますが、この「遜色ない」という表現が適当かどうか御検討いただきたいと思います。
- 上 藪部会長 分かりました。
- 私も、いくつか補足しておいたほうがよいと思う点があります。
- 一点目として、もとは大日如来坐像とされてきたものを弥勒菩薩坐像と判断した経緯や根拠を、「伝来」又は「所見」に記載すべきだと思います。具体的には、五重塔内荘厳画に描かれた三十六尊との関係、伏鉢銘文との関係を理由として記載してはいかがかと思います。
- 二点目として、弥勒菩薩坐像に関する所見の冒頭に、もともと「弥勒即大日」の密教思想があることを踏まえ、この種の像は画像、彫像ともに菩薩形・如来形両方の性格を有する複合形であり、本像はどちらかという点、經典や画像などにみられる如来形に近いという点、弥勒信仰における經典や画像との関係を記してはどうかと思います。
- 三点目として、制作年代をどう示すかという点についてです。様々な傍証から、五重塔の建立年代に近い時期に制作されたことは明記しても差し支えないと思いますが、貞和4年と断定的に記載すると、後に年紀が確認され、年代が若干異なるという可能性も否定できないため、「制作時期をほぼ特定できる基準作例」と断定してもよいかが気がかりです。本三像の価値付けとしては、制作年代よりも、盛り上げ彩色を含む南北朝期の造像上の特徴がよく残り、作品として姿形の優れている点を推したほうがよいのではないかと思います。
- 安 藤 委 員 一般的に、五重塔が建立されても、その中にしばらく仏像が置かれなことはありますか。
- 上 藪部会長 五重塔の建立と同時に仏像が置かれなことはあり得ますが、例えば100年間も仏像が置かれなままということはなく、5年、10年程度の遅れにとどまるものと思います。
- 濱 田 委 員 可能性としては、弥勒菩薩坐像が五重塔内に置かれた時期は、五重塔の建立と同時ではないことも考えられますが、五重塔内に描かれた兜率天曼荼羅の三十六尊、五重塔の伏鉢の銘文との関係から、やはり五重塔の建立当初から塔内にあった可能性のほうが高いと思います。
- 安 藤 委 員 五重塔に兜率天曼荼羅の三十六尊が描かれると同時に弥勒菩薩が置かれたと考えるのが自然ですね。
- 濱 田 委 員 福山市での当初指定時に、不動明王坐像と愛染明王坐像が室町時代の制作とされたのは、五重塔の創建当初には弥勒菩薩坐像（当時は大日如来坐像）のみが置かれていたと思われていたからかもしれません。
- 制作年代について、南北朝時代は前期・後期の区分が明確ではないため、単に「南北朝時代」とするほうがよいと思います。
- 福 田 委 員 冒頭の「年代」には、貞和4年と明記すると、断定したように見えるため、「南北朝時代、14世紀半ば又は後半」等の記述にとどめ、本文の中で、五重塔内荘厳画などとの関係から、制作年代は五重塔建立年代に近いと考えられるということをしっかり説明しておけばよいと思います。上藪部会長の御指摘のように、「基準作例」という表現を使うかどうかは慎重に考えたほうがよいと思います。
- 濱 田 委 員 弥勒菩薩坐像の頭部の納入品が確認できていない現時点においては、制作年代の直接の確証はないため、「基準作例となる可能性もある」程度の記載することも考えられます。
- 上 藪部会長 それでは、年代は「南北朝時代」として、本文の説明の中で、貞和4年の五重塔建立年代との関連について説明するという点でいかがでしょうか。

- 濱田委員 一般には南北朝時代がいつ頃かなじみのない場合も多いので、「14世紀」等の標記を付け加えてはどうでしょうか。
- (委員) (異議なし)
- 上菌部会長 ほかに御意見・御質問はございませんか。
- (委員) (なし)
- 上菌部会長 それでは、御意見も出尽くしたようですので、お諮りいたします。
本件仏像を広島県重要文化財に指定することは適当であると認めてよいでしょうか。
- (委員) (異議なし)
- 上菌部会長 御異議ございませんようですので、本件については、広島県重要文化財に指定することが適当と認めることとします。
次に、指定名称はいかがいたしましょうか。申請は、「木造弥勒菩薩坐像及び両脇侍(不動明王・愛染明王)坐像」となっています。御意見はございませんか。
- 申請は三尊一具を前提とした名称ですが、この三尊一具の組み合わせはこれまで見つかっていませんので、「脇侍」を名称に入れるかどうか検討が必要だと思います。三像の造像の経緯や仏師・工房、制作時期が同一であるという認識はできると思いますが、不動明王坐像・愛染明王坐像が弥勒菩薩坐像の両脇侍であるとして差し支えないかどうか検討が必要だと思いますが、いかがでしょうか。仮に両脇侍とした場合、不動明王坐像・愛染明王坐像が弥勒菩薩坐像の脇侍であるという一つの見解が示されることとなります。
- 濱田委員 過去の指定物件で、括弧で「脇侍」を指定名称に含めている事例はないと思います。宮島・大願寺の国指定文化財である阿難尊者立像・迦葉尊者立像は脇侍の扱いですが、指定名称では「脇侍」を使用せず、それぞれの尊名を個別に記載していたと思います。
本件三像は、現に五重塔内に一具として伝来しているので、「脇侍」の表記を削除するとしても、一件の文化財指定として、それぞれの尊名を並列に記載してはいかがでしょうか。
- 事務局 大願寺の諸像は、明治期の古い指定ではありますが、像ごとに一件の指定とされています。なお、近年の指定物件では、複数の像がまとまって伝来している場合、まとめて一件の文化財指定として、指定名称は各像を並列に記載するのが通例となっています。
- 上菌部会長 一具であることを示すために、「及び」を入れて、例えば、「木造弥勒菩薩坐像及び木造不動明王坐像・木造愛染明王坐像」としてはいかがでしょうか。
- 安藤委員 本文の中では三尊一具として説明していますので、あとは指定名称の一般的な付し方を参照して決めてはいかがでしょうか。
- 上菌部会長 繰り返しになりますが、弥勒菩薩・不動明王・愛染明王の三尊一具の組み合わせが画像・彫像ともにこれまでに見つかっていないため、不動明王坐像・愛染明王坐像を弥勒菩薩坐像の脇侍とする根拠の説明が困難だと思います。本件三像は、同一工房で同一の仏師達が制作した、同一年代の一具の仏像という可能性が高いのは事実ですが、脇侍と判断するには、教義等の裏付けが弱いと思います。
- 伊藤委員 私が携わっているインドネシアの仏像調査では、名称を決めるに当たり、経典に出てくる像種でない限り、具体的な名称とはせず、造形上の特徴によって判断します。本件も、教義や経典などの根拠が見つからないため、三尊一具とすることには慎重になったほうがよいと思います。
- 福田委員 同一年代に同一の仏師達が制作した仏像が、別のお堂に置かれていたと

いう可能性も皆無ではありません。三像の大きさのバランスも整っており、雰囲気も似通った部分があるため、三尊一具の仏像であるという気はしますが、やはり根拠となる教義がない点が一番のネックだと思います。

濱田委員 調査報告の中では、仮に三尊一具として見た場合、共通点やまとまりがあると御理解いただければと思います。ただし、上菌部会長の御指摘のように、三尊一具と断定できないことは事実だと思いますので、その点を補記したいと思います。

上菌部会長 それでは、改めて、指定名称はいかがいたしましょうか。

事務局 先ほどの上菌部会長の御意見で、「及び」を入れるかどうか、入れる場合はどこに入れるか御検討いただければと思います。法的には、「及び」の位置によって、どれとどれを一つのまとまりとする、あるいは全部を並列にするかが決まってきます。仮に、弥勒菩薩坐像の後ろに「及び」を入れると、不動明王坐像と愛染明王坐像がセットとなり、不動明王坐像の後ろに「及び」を入れると、三像が並列ということになります。

福田委員 不動・愛染は一具で問題ないと思いますので、弥勒菩薩の後ろに「及び」を入れてはいかがでしょう。

上菌部会長 不動明王坐像と愛染明王坐像は両脇侍像である体裁をとっていますが、三尊一具の両脇侍の根拠となる教義は今のところ見つかっていないため、三尊を並列的に示してはいかがでしょう。

濱田委員 不動明王と愛染明王の間に「・」を入れるというのはいかがでしょうか。

上菌部会長 そうすると、「木造弥勒菩薩坐像及び木造不動明王坐像・木造愛染明王坐像」という形でよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

上菌部会長 それでは、本件の文化財名称として、「木造弥勒菩薩坐像及び木造不動明王坐像・木造愛染明王坐像」を現時点での候補といたします。

審議の結果、「指定が適当」という結論になりましたので、事務局で編集された指定調書(案)をもとにして、必要な資料等を添付したいと思います。特に添付すべき資料がありましたら、御意見ください。

伏鉢の銘文の写真及びその翻刻文は必要かと思いますが、ほかに何かございますか。

福田委員 五重塔内荘厳画の写真も添付したほうがよいと思います。

上菌部会長 仏像に施された文様と、五重塔内荘厳画の模様の符合するものをいくつか掲載することとしたいと思います。

上菌部会長 それでは、この場での御審議はこれまでとして、これから改めて現地を確認し、皆様の御意見を踏まえて、本日の審議結果にしたいと思います。

また、総会に諮る前に、修正した指定調書案を皆様に御覧いただき、御意見を頂いた上で、最終的な指定調書案としたいと思います。

ほかに何か御意見がございますか。

(委員) (なし)

上菌部会長 ないようですので、事務局にお返しします。

事務局 最後に、白井文化財課長が御挨拶を申し上げます。

文化財課長 本日は、長時間にわたり、熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

これから現地を御覧いただきますが、現時点で、「木造弥勒菩薩坐像及び木造不動明王坐像・木造愛染明王坐像」を広島県重要文化財に指定することは適当である旨、御意見を頂きました。事務局としましても、指定に向けて準備を進めてまいります。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

(移動, 現地調査)

上 菌 部 会 長 改めて、本件の広島県重要文化財の指定について、及びその指定名称について、御異議はありませんか。

(委 員) (異 議 な し)

上 菌 部 会 長 それでは改めてそのように取り計らいます。

以上で、本日の調査及び審議を終了いたします。事務局は、必要な事務を進めてください。

事 務 局 本日は長時間にわたり現地調査と御審議を頂き、ありがとうございます。
た。

これをもちまして本日の美術工芸部会を終了させていただきます。

6 審議結果

「木造弥勒菩薩坐像及び両脇侍（不動明王・愛染明王）坐像」を広島県重要文化財に指定することは適当であることを会長に報告する。

ただし、指定名称は、「木造弥勒菩薩坐像及び木造不動明王坐像・木造愛染明王坐像」とする。

7 担当部署 広島県教育委員会事務局管理部文化財課文化財保護係
電話 0 8 2 - 5 1 3 - 5 0 2 1